

事業実施体制確約書

堺市長様

所在地

名称

代表者職氏名

堺市子育て世帯家事・育児訪問支援事業業務にかかる下記の内容について、受注した際、これを誠実に履行することを確約します。

記

- 1 支援員を以下のとおり配置します。

支援員（予定）人数	人
【内訳】※該当するものに○を付けてください。	
保健師	助産師
看護師	准看護師
保育士	幼稚園教諭
介護福祉士	訪問介護員
子育てに関する事業に従事した経験がある者	
子育て経験がある者	

- 2 心身ともに健全で、家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有している支援員を派遣します。

- 3 子育てに関する知識又は経験があり、利用者からの相談等に対応できる能力を有している支援員を派遣します。

- 4 支援員は、以下ア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

- 5 業務の内容、技術、作業手順等について、支援員に研修を実施します。

主な研修計画：

救急救命講習・事故防止に関する講習の実施 有・無

- 6 支援員の心身の健康を確保するため、年1回以上の定期健康診断を受診させます。

- 7 利用者又は支援員等の事故及び業務委託に支障を及ぼすような事態に備え、マニュアルの作成など、緊急時に迅速に対応できる体制を整備し、支援員等に徹底いたします。

- 8 本業務を実施するにあたり、活動中の事故等に備え、賠償責任保険に加入します。

加入(予定)保険名：